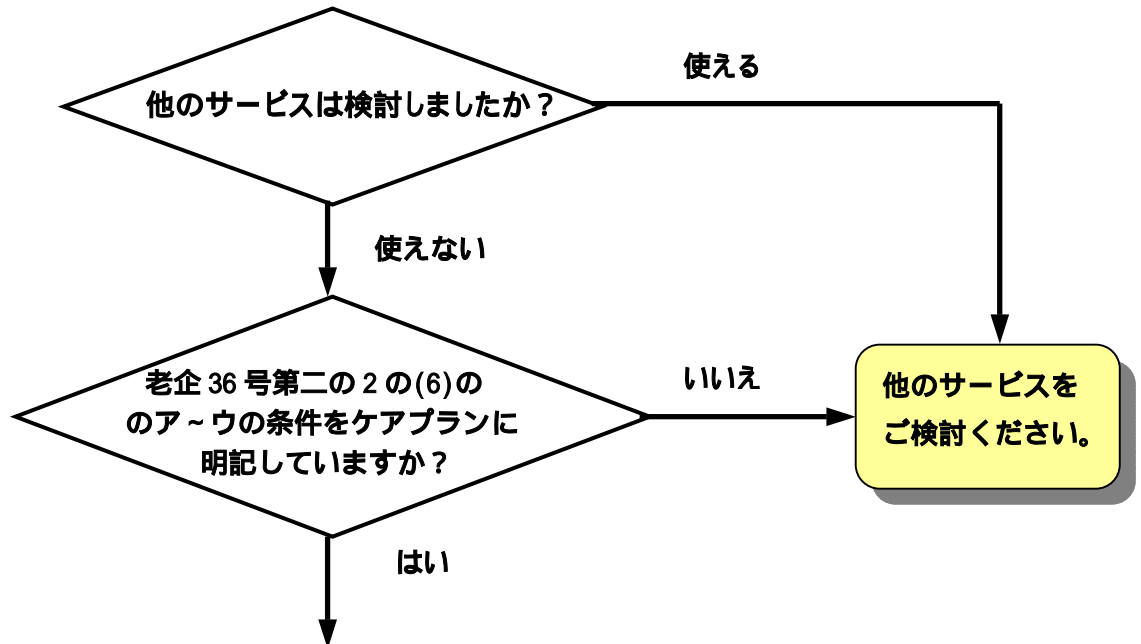


家族が同乗を希望する場合

同乗者が本来訪問介護員等が一人で行うべき の ~ の介助が出来ない事を前提として、



- ・他のサービスを使えない理由
- ・同乗者では乗降介助が困難な理由
- ・その同乗者が同乗しなければならない理由
- ・他必要事項

をケアプランに明確に記載し、
確認書・ケアプランの写し・
他必要書類を添付して、介護保険課へ
提出して下さい。

検証

介護保険課で回答を通知

乗降介助利用不可

他のサービスをご検討ください。

乗降介助利用 可

通院等乗降介助での車両（介護・福祉タクシー等）
において、家族の同乗利用が可能となります。

平成 15 年 5 月 30 日付けの厚労省の事務連絡

「通院等のための乗車又は降車の介助」
の単位を算定するに当たっては、適切な
アセスメントを通じて、居宅サービス計
画に位置付ける必要があると規定されて
おり、こうしたアセスメントが行われて
いない場合、「通院等のための乗車又は降
車の介助」は不適正な給付として返還を
求め得るものである。